

特集Ⅱ 2020年の制度改革に関する 国民年金基金連合会の取組みについて

国民年金基金連合会 確定拠出年金部長
海老 敬子 (えび けいこ)

はじめに

個人型確定拠出年金 (iDeCo) は、2002年の制度発足から20年を超え、すべての就労世代の長い老後を支える経済基盤の充実のための仕組みとして、活用されています。2016年の制度改革におけるiDeCoの加入対象範囲の拡大後、iDeCo加入者は約6年で約8倍の260万人を突破し、iDeCo加入者は増加し続けています。

2020年の制度改革の一環として確定拠出年金 (DC) 法の一部が改正され、iDeCoに関しては、中小事業主掛金納付制度 (iDeCoプラス) の実施可能な従業員規模の拡大、受給開始時期の上限年齢の引き上げ、加入可能年齢の拡大、企業型確定拠出年金 (企業型DC) 加入者のiDeCoの加入要件の緩和、企業型DCと確定給付企業年金 (DB) 等の他制度との合算管理の仕組みの導入など、さらに制度が拡充されました。

2022年度はこれらの制度改革の段階的施行の節目であり、制度改革に伴って、様々な手続の変更等が生じています。本稿では、2022年度に施行された事項のうち、特に実務的な点から留意していただきたい点を中心に解説したいと思います。

2022年4月1日施行

2022年4月1日から、iDeCoの老齢給付金の受給開始時期の上限年齢が70歳から75歳に引き上げられ、原則60歳から75歳までの間で選択できるようになりました。公的年金の受給開始のタイミングも含め、老後の生活をどのように組み立てていくのか、選択肢の幅が広がることとなり

ます。

iDeCoの老齢給付金は2022年4月からは75歳までに支給を請求していただく必要があります。75歳までに支給の請求がなされなかった場合には、受取催告の上、法務局に供託されます。

なお、この制度改革に伴う所得税法施行令の一部改正により、iDeCoの老齢給付金を一時金として受け取る際の退職所得控除の適用を受ける場合に通算すべき退職手当等の期間が、給付を受ける前年以前14年内から前年以前19年内に変更されています。

2022年5月1日施行

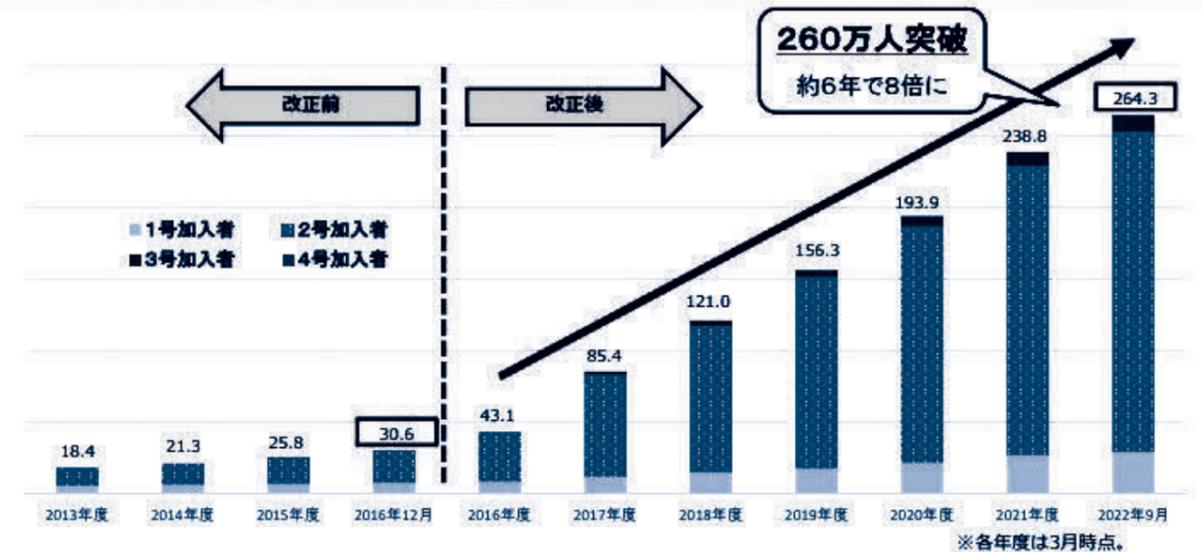
2022年5月1日から、iDeCo加入者となることのできる年齢要件が拡大されました。60歳未満の要件が削られ、①会社員等 (国民年金の第2号被保険者) で60歳以上65歳未満の方 (公的年金の加入期間が120月に満たない等国民年金の第2号被保険者であれば65歳以上も加入者となることが可能)、②国民年金に任意加入している60歳以上65歳未満の方 (公的年金の加入期間が480月未満の方等)、③国民年金に任意加入している海外居住の方が、新たに加入者となることできるようになりました。ただし、iDeCoの老齢給付金を受給している (したことがある) 方、国民年金の老齢基礎年金の受給権がある方、特別支給の老齢厚生年金を繰り上げ受給している方は、iDeCo加入者となることはできません。

現在iDeCo加入者である国民年金の第2号被保険者の方については、60歳以降も引き続き第2号被保険者であれば、特段の手続はなく、継続してiDeCo加入者となります。ただし、勤務先が変更になった場合や、勤務先に変更がなくて

iDeCoの加入者数

iDeCoの加入者数

- 2016年の制度改革により、2017年1月からiDeCoの加入対象者の範囲が拡大。
(改正前) 1号被保険者、企業年金のない2号被保険者
 (改正後) 1号被保険者、2号被保険者 (企業年金のある者を含む。)、3号被保険者
 ※ 2号被保険者は60歳未満。また、企業型DC加入者は、規約でiDeCo加入を認めている場合に限る。
- 加入者数は改正前の30.6万人 (2016年12月) から**264.3万人** (2022年9月) まで増加。
※ 2020年の制度改革により、更にiDeCoの加入対象者の範囲が拡大。
 (2022年5月から対象年齢の拡大 (65歳未満まで)、2022年10月から企業型DC加入者は原則加入可能に)



もDB等の他制度の加入状況に変更がある場合には、所定の手続が必要です。また、60歳以降に退職により国民年金の第2号被保険者の資格を喪失したときには、国民年金の任意加入被保険者となって継続してiDeCo加入者となる手続を行った場合を除き、iDeCo加入者の資格喪失の手続が必要です。なお、2022年5月よりも前に60歳に到達している方 (1962年5月1日以前に生まれた方) はその時点でiDeCo加入者の資格を喪失していますが、現在国民年金の第2号被保険者であれば、再度iDeCo加入者となることが可能です (再加入の手続が必要です)。

現在iDeCo加入者である国民年金の第1号被保険者又は第3号被保険者の方で、60歳以降は国民年金の任意加入被保険者となり継続してiDeCo加入者となる場合には、60歳に到達するまでにiDeCoの継続加入の手続が必要です。60歳の到達によりiDeCo加入者の資格を喪失したのち、国民年金の任意加入被保険者となった場合には、再度iDeCo加入者となることが可能です (再加入の手続が必要です)。

以上のように、60歳に到達することにより必要な手続はその方の状況によって異なります。早めに運営管理機関にご確認いただければと思います。

企業型DCの事業主掛金とiDeCoの掛金の拠出限度額 (2022年10月1日以降)

	企業型DCのみに加入	企業型DCとDB等の他制度に加入
企業型DCの事業主掛金額	月額5.5万円	月額2.75万円
iDeCoの掛金額	月額5.5万円ー各月の企業型DCの事業主掛金額 (ただし、月額2万円を上限)	月額2.75万円ー各月の企業型DCの事業主掛金額 (ただし、月額1.2万円を上限)

※DB等の他制度とは、確定給付企業年金 (DB)、厚生年金基金、石炭鉱業年金基金、私立学校教職員共済をいう。

2022年10月1日施行

2022年10月1日から、企業型DC加入者のiDeCoの加入要件が緩和されました。これまで企業型年金規約にiDeCo加入者となることを認める定めがなくiDeCo加入者となることができなかった企業型DC加入者の方も、iDeCo加入者となることができるようになりました。ただし、各月の企業型DCの事業主掛金とiDeCoの掛金を合算して月額5.5万円を超えることはできません。また、企業型DCの事業主掛金及びiDeCoの掛金が各月の限度額の範囲で毎月拠出となっていない場合は、iDeCo加入者となることはできません。さらに、加入者掛金の拠出（マッチング拠出）ができる企業型DCで加入者掛金の拠出を選択しているときにも、iDeCo加入者となることはできません。

国民年金基金連合会（当連合会）では、企業型DC加入者のiDeCoの加入要件の緩和とあわせて、企業型DCの事業主掛金とiDeCoの掛金の合算管理を新たに行っています。具体的には企業年金連合会が構築する企業年金プラットフォームを経由して、当連合会が企業型DCの加入状況、掛金額等の情報を確認することにより、iDeCo加入者の資格の確認及び拠出限度額の確認を行います。

企業型DCの加入情報がiDeCoの登録情報と異なる場合には、加入者あてにiDeCoの登録情報の確認のお知らせが届きますので、速やかに必要な手続きを行っていただく必要があります。具体的な手続きの内容は、お知らせの中に記載されています。

また、企業型DCの事業主掛金とiDeCoの掛金の合算額が拠出限度額を超過している場合には、iDeCoの掛金が自動調整（減額）されます。自動調整（減額）された場合には、iDeCoの掛金が減額された旨のお知らせが届きます。その後、企業型DCの事業主掛金が減額されてもiDeCoの掛金は自動調整（増額）されませんので、増額を希望する場合に

は、iDeCoの掛金額の変更手続きが必要です。

さらに自動調整（減額）の結果、iDeCoの掛金が最低拠出額（5,000円）を下回る場合には、拠出が停止されます。この場合、iDeCo加入者の資格喪失の手続き（運用指図者になる又はiDeCoの資産を企業型DCに移換する）が必要です。iDeCoの掛金の拠出を継続したい場合には企業型DCの事業主掛金額の変更が必要です。企業型DCの事業主掛金に関しては勤務先の担当者にご相談ください。

企業型DCの掛金の状況、DB等の他制度への加入状況、企業型DCの事業主掛金額を踏まえたiDeCoの掛金の拠出可能額などの情報については、勤務先や企業型RK（記録関連運営管理機関）の加入者向けウェブサイトなどを通じ、ご確認いただくことが可能です。

2022年10月からは企業型DCの事業主掛金のみが合算の対象ですが、2024年12月以降はDB等の他制度の掛金相当額についても合算の対象となります（「2024年12月1日施行」参照）。DB等の他制度の掛金相当額によっては、iDeCo加入者となることができなくなる（iDeCoの掛金の拠出限度額の上限額を超えてしまう）可能性もありますので、DB等の他制度がある場合にはあらかじめ勤務先にDB等の他制度の掛金相当額をご確認いただいた上で、iDeCoの加入を検討いただく必要があります。

2024年12月1日施行

2024年12月1日からは、DB等の他制度（公務員の年金払い退職給付を含む）とiDeCoを併用する場合のiDeCoの拠出限度額が月額2.0万円に引き上げられます。

ただし、各月の企業型DCの事業主掛金額とDB等の他制度ごとの掛金相当額（公務員の場合には共済掛金相当額）を合算して、月額5.5万円を超えることはできません。

また、DB等の事業主掛金とiDeCoの掛金との合算管理については、企業型DCとの合算管理と同様に、企業年金連

合会の構築する企業年金プラットフォームなどを通じた情報連携により行う予定です。

なお、これらの情報連携により、国民年金の第2号被保険者のDB等の他制度の加入状況の確認が可能となることから、2024年12月以降、加入時の事業主の証明が廃止される予定です。

制度改革そのほか

(1) 中小事業主掛金納付制度（iDeCoプラス）の拡充

iDeCoには、企業年金の実施が困難な中小事業主の方がiDeCoに加入する従業員の掛金に追加して中小事業主掛金を拠出することができる「iDeCoプラス」という制度があります。2020年10月から、制度を実施可能な従業員規模が100人以下から300人以下に拡大されました。

この拡大に伴い、iDeCoプラスの導入は、制度改革前（2020年9月）の約2,000事業所から、2022年9月には約5,000事業所に大幅に増加しています。

福利厚生の一つとして、中小事業主の方がiDeCoプラスをご選択いただく機会が増え、認知度も上がっています。一方で、手続きや提出書類が複雑で分かりにくいとの声もいただいております。書式や記入要領の内容改善などに取り組んでいるところです。詳しくは、iDeCo公式サイトでiDeCoプラスに関する情報も提供していますので、ご確認ください。

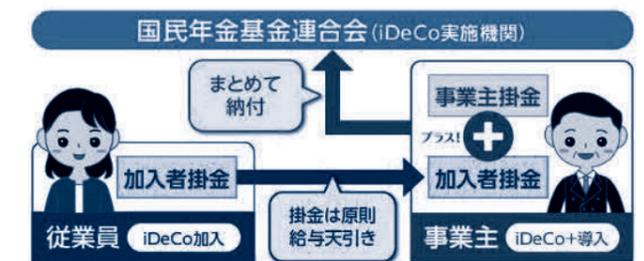
(2) 広報の取り組み

2022年度は制度改革の施行にあわせて、iDeCo公式サイトに「2022年の制度改革について」というページを新たに作成し、必要な情報を集約して見ることができるよう、情報提供の充実に取り組んでいます。また、iDeCoに関心がある若い方向けの動画や、加入者の継続投資教育のためのアニメ動画、資産運用ガイドなど、様々な学習ツールを無償で提供しています。ぜひともご関心に応じて活用いただければと思います。

さらに、iDeCoの制度やメリット、制度改革の内容の周知を図るため、オンラインセミナーを実施しています。2022年度はiDeCoプラスや、国民年金基金とiDeCoの共

同セミナーなど、テーマを絞ったセミナーも開催しました。また企業年金連合会による継続投資教育の一環として加入者向けのオンラインセミナーも実施しています。実施日程など詳しくは、iDeCo公式サイトにてご確認ください。

iDeCoプラスのイメージ図



その他

加入手続きの利便性の向上のため、iDeCoの加入や移換手続のオンライン化を推進しています。2022年11月現在で28運営管理機関にて、オンラインでの加入や移換手続が可能となっています。

さらなる加入者の利便性の向上のため、その他の各種の届出についても順次オンライン化を進めていくこととしています。

おわりに

政府が進めるデジタル改革や、「資産所得倍増プラン」においてもiDeCoに関連する事項が取り上げられるなど、iDeCoには非常に高い関心が集まっています。制度施行後20年以上が経過し、数次の制度改革によって対象者が拡大し、加入者は増加し続けています。一方で、制度が複雑化し、事務負担も増大しています。

本稿にてご説明した制度改革の施行に関連する事務の見直し等に着手に取り組んでいくとともに、オンライン化を始めとした各種の手続の利便性の向上、iDeCo公式サイトやオンラインセミナーなどを通じた、より分かりやすい情報発信に取り組んでいきます。

企業型DCの事業主掛金とiDeCoの掛金の拠出限度額（2024年12月1日以降）

	企業型DCのみに加入	企業型DCとDB等の他制度に加入
企業型DCの事業主掛金額	月額5.5万円－DB等の他制度掛金相当額（経過措置あり）	
iDeCoの掛金額	月額5.5万円－（各月の企業型DCの事業主掛金額＋DB等の他制度掛金相当額） （ただし、月額2万円を上限）	